

[TOP page](#)[資料室](#)[イベント情報](#)[講師を探す](#)[Worker's 広場](#)[関連リンク](#)

## 資料室


[HOME](#) | [資料室](#) | [一般教養](#) | [労使トラブル法律相談Q&A](#) | [賃金カット](#)
[労働組合](#)[労働者福祉・共済](#)[一般教養](#)[社会保障](#)[労使トラブル法律相談Q&A](#)[労働関係法](#)[経営全般](#)[人間関係とコミュニケーション](#)[ライフプラン](#)[男女共同参画](#)[公務員関係法](#)[日朝の歴史](#)[7つの習慣](#)[中東の歴史](#)[ボランティア活動](#)[環境活動](#)[社会貢献活動](#)[自己啓発](#)[生涯学習](#)[外交・防衛問題](#)[資本論](#)

## 賃金カット

### 16 賃金カット

**Q** わが社では、遅刻や早退で不労となった時間について賃金カットをしたいと思います。注意すべきことを教えてください。

**POINT**

- 遅刻や早退に対して、賃金カットをしても賃金全額払の原則には反しません。
- 賃金項目のどの範囲について賃金カットの対象とするかについては労働協約、就業規則、労働契約等により決定されます。
- 賃金カットをするに当たって30分単位で計算することは許されず、遅刻の回数により減給処分を行う場合は慎重にする必要があります。

**A** 1. 全額払の原則  
遅刻や早退は、労働者が本来就労すべき時間帯に労務を提供しないのだから、賃金の支払いを求める権利はありません。労務の提供がない時間帯について使用者が賃金を支払わなくても、労働者に賃金支払請求権が発生していませんから、賃金全額払の原則にも反しません。

2. 賃金カットの範囲  
賃金カットをするに当たって賃金のどの部分をカットするかについては、労働協約、就業規則、労働契約で定める賃金カットの範囲にしたがって賃金カットの対象が確定されます。したがって、就業規則等によって家族手当、住宅手当などの賃金項目について、賃金カットすることも

できるし、しないこともできることになります。

これに関して、最高裁は、ストライキの場合の賃金カットについて、家族手当をカットできるかどうかについて「労働協約等の定め又は労使慣行の主旨に照らし個別に判断するのは相当とし、」いわゆる抽象的一般的賃金二分論を前提とするのは失当である（三菱重工長崎造船所事件／最高裁第2小法廷判決昭56・9・18）として、家族手当等は当然に賃金カットの対象とならないという考え方を選んでいます。

#### 3. 賃金カットの実務

また、遅刻や早退の時間について端数処理が面倒なので、30分単位で賃金カット額を計算できるかについては、労働者が労務提供をしなかった実労働時間よりも多い時間分の賃金カットをすることになり、賃金の全額払の原則に反し許されません。

なお、たとえば労働者の遅刻が3回について欠勤1日として賃金カットを行うような方法ができるかですが、これは懲戒処分の発動としての減給制裁として行うことをどのように考えるかということであり、1日の賃金額と遅刻3回分の過算時間に対応した賃金カット額との差額が「平均賃金の1日分の半分」以下でなければなりません（労基法91条）。したがって、遅刻が同じ3回でも遅刻の過算時間によって、減給処分ができたりできなかったりするおそれが出てきます。このように、一賃金計算期間における遅刻回数3回を欠勤1日として賃金カットするような制度は、労働者の遅刻の実態によって公平な取扱いが行われないおそれがありますので、適切とはいえません。

資料に関する解説やサイト内ブックマーク、簡単なクイズもできる無料会員登録のお申し込みはこちらになります。

## Worker's Library 会員登録

お申し込みはこちらです。

>>一覧へ戻る

[教育カリキュラム](#)

[日本国憲法](#)

[傾聴](#)

[語り部スキル](#)

[▶ キーワード検索はこちら](#)

[▶ サイトマップ](#) [▶ このサイトについて](#) [▶ 個人情報保護の取組みについて](#)

[▶ ページTOPへ](#)

[TOP page](#)

[資料室](#)

[イベント情報](#)

[講師を探す](#)

[Worker's広場](#)

[関連リンク](#)

**Worker's Library** 静岡で働く人のための資料閲覧サイト  
JAPANESE TRADE UNION COFEDERATION DB SITE **【ワーカーズ・ライブラリー】**

Copyright© WORKER'S LIBRARY All rights reserved.